改正後

附　則

（第七条第一項第二号及び第三号並びに第二十二条第一項第二号及び第三号の規定の適用に関する特例）

第二条　第七条第一項第二号及び第三号並びに第二十二条第一項第二号及び第三号の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句とする。

第七条第一項第二号及び第三号	ものであって、同号	もの（申請施設事業開始年度の翌年度に係るものが、申請施設事業開始年度に係るものを上回っている場合にあっては、申請施設事業開始年度の翌年度に係るもの）であって、同号
第二十二条第一項第二号及び第三号	ものであって、同号	もの（申請幼保連携型認定こども園事業開始年度の翌年度に係るものが、申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものを上回っている場合にあっては、申請幼保連携型認定こども園事業開始年度の翌年度に係るもの）であって、同号

第三条　［略］

第四条　［略］

［条を削る。］

［条を削る。］

備考　表中［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

改正前

附　則

［条を加える。］

第一条　［同上］

第三条　［同上］

（学校教育法施行規則の一部改正）

第四条　学校教育法施行規則の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「受けた指導要録」の下に「（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）第八条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。）」を、「転学先の校長」の下に「、保育所の長又は認定こども園の長」を加える。

（学校保健安全法施行規則の一部改正）

第五条　学校保健安全法施行規則の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「転学先の校長」の下に「、保育所の長又は認定こども園の長」を加える。

第十五条第二項中「他の学校」の下に「又は幼保連携型認定こども園」を、「異動後の学校」の下に「又は幼保連携型認定こども園」を加える。